

令和5年7月14日

令和5年6月29日からの大雨による被害に係る
普通交付税(9月定例交付分)の繰上げ交付

総務省は、令和5年6月29日からの大雨により多大な被害を受けた地方公共団体に対し、地方交付税法第16条第2項の規定に基づき、9月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰り上げて交付することとしました。

1 対象団体 8団体(6市1町1村)

島根県 出雲市
福岡県 久留米市、うきは市、朝倉市、東峰村、添田町
大分県 中津市、日田市

2 繰上げ交付額

島根県	出雲市	1,274百万円
福岡県	久留米市	1,607百万円
	うきは市	372百万円
	朝倉市	497百万円
	東峰村	103百万円
	添田町	199百万円
大分県	中津市	759百万円
	日田市	810百万円
合計		5,621百万円

3 日程

令和5年7月14日(金) 交付決定

令和5年7月18日(火) 現金交付(追加で要望のあった朝倉市については、7月19日(水))

<参考>

- ・ 普通交付税の定例の交付時期は、4月、6月、9月及び11月(地方交付税法第16条第1項)
- ・ 普通交付税の繰上げ交付は、災害により多大な被害を受けた地方公共団体における資金繰りを円滑にするために、定例の交付時期を繰り上げて交付するもの
- ・ 令和5年度の普通交付税額決定前であるため、6月概算交付額の30%を交付

自治財政局財政課 青山、西林、神野
TEL 03-5253-5111(代表)
TEL 03-5253-5612(直通)